

令和6年度 第11回 美郷町農業委員会議事録

令和6年度 第11回 美郷町農業委員会議事録

日時：令和7年3月25日（火）

9：30～10：30

場所：美郷町役場本庁2階多目的室

農業委員 6人（欠席委員 1人）

1. 山田 昇	2. 樋ヶ 隆行	3. 烏田 裕一
4. 西嶋 伸介	5. 大草 美智江	6. 新田 晋太郎（欠）

農地利用最適化推進委員 7人（欠席委員 2人）

7. 浅原 譲	8. 坪内 博（欠）	9. 梅原 富雄（欠）
10. 黒川 民次郎	11. 野田 祐司	12. 佐和 克彦
13. 梅田 信雄		

オブザーバー しまね農業振興公社 農地集積相談員 松崎寿昌

事務局 農業委員会 事務局長 吾郷真彦

議事日程

第1 議事録署名委員の指名 大草美智江委員・樋ヶ隆行委員

第2 議事

議案第1号 農地法第3条について

議案第2号 農地法第5条について

議案第3号 農地中間管理事業法第19条の2【農地利用集積計画一括方式】について

議案第4号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）について

報告第1号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）について

報告第2号 利用権の終了（農用地利用集積計画）について

第3 その他報告事項

会 長	皆さんおはようございます。今日出席の方はそろわれましたので、今から第11回の農業委員会総会を始めたいと思います。先週はまた季節外れの大雪が降りまして、すでに夏用タイヤに変えておられる方もおられまして、私の周りでも慌てて明日出かけないと言っておられて、どうされたかわからないですが、これで多分もう雪は降らないと思いますが、もう一回寒くなるというような話もありますので、タイヤを変えるのはもう少し待った方がいいと思います。変な天気は続いておりますが、とは言いましても4月に入ると今頃からバタバタしておられる方はいると思いますが、農作業の方が忙しくなりますので、事故の無いように気をつけてやっていただきたいと思います。去年の今頃は宮内の◎◎◎◎委員さんが、26日に総会があってその次の日に事故で運ばれたが、もうダメだという話が来まして、びっくりしたようなことでした。
7 番 委 員	農業委員会には来られていた？
会 長	農業委員会の次の日だった。
7 番 委 員	27日か28日ぐらいでしたか。一周忌か。
会 長	大体1年ぐらいになります。気をつけて農作業をしましょう。ということで、今日はあと急いでいる方もおられますので、早速始めたいと思います。今日の議事録署名委員さんは5番委員さんと2番委員さんをお願いします。今日の欠席は6番委員さん、8番委員さん、9番委員さんです。それでは議事の方に入りたいと思います。では議案第1号について事務局の説明をお願いします。
事 務 局	皆さんおはようございます。早速議事に入りたいと思います。本日はたくさん案件がありますのでスムーズに議事が進みますようお願いいたします。 まず議案第1号「農地法第3条」についてです。資料は2ページ目です。今回1件の申請がありました。所在地は久喜原◎◎◎◎。登記簿地目及び現況地目は畑。面積は423㎡。譲渡人は大阪府在住の●●●●さん。譲受人の方は地頭所在住の○○○○さんです。こちらの農地は所有者が遠方に住んでおられるため、農地を管理できず、その農地を宅地と併せて購入して営農するためだそうです。場所ですが3ペ

	一丁目、こちら久喜原のこの写真の上の方に久喜原集会所がありまして、その近くに、以前●●●●さんのお父さんが住んでおられたところの農地です。次の4ページ目に先日2番委員さんと13番委員さんに現地確認をしてもらっております。説明は以上です。
会 長	ありがとうございます。それでは現地確認をされた2番委員さん、お願いします。
2 番 委 員	写真を見てもらいますとわかりますが、母屋と離れがあってその周りにL字型で農地がありまして、広さ的に3施から4施ぐらいの土地がありまして、以前は家庭菜園をしていたかどうかわかりませんが。
会 長	これ●●●●さんのお父さんの家？
1 3 番 委 員	このまえ○○○○さんに話を聞いたら、家の中もきれいだよということ。
会 長	かなり空き家じゃなかったかな。
事 務 局	こちらですが、○○○○さんの次男さんがこの春に農業大学校を卒業されまして、家の農業を継ぐとともに、ここに住むということです。
会 長	ということだそうです。皆さんの方から何か意見はありませんか。農地はこれしかない？
1 3 番 委 員	それしかないです。ほかの周りの農地は他の家の農地だそうです。この家についた畑があるだけです。
会 長	この辺はあまり農地があるようではないけど。道路の下の方に農地はあったよね？
1 3 番 委 員	それは関係ないです。下の▲▲▲▲さんの方へは土地はありました。
会 長	下に見える家も空き家だよね。わかりました。そうしますと意見がないようですので採決を取りたいと思います。議案第1号を賛成される方の挙手を求めます。

	(出席農業委員全員挙手)
会 長	はい、ありがとうございました。議案第1号は承認されました。続きまして議案第2号について事務局の説明をお願いします。
事 務 局	では議案第2号「農地法第5条」についてです。資料は5ページ目です。こちら1件の申請がありました。こちらについては昨年11月に農地除外申請をされた農地でして、今年の2月に県の方から許可が下りましたので、今回改めて第5号の申請となりました。所在地は都賀行◎◎◎◎。登記簿地目及び現況地目は畑。面積24㎡。譲渡人は広島市在住の●●●●さん。譲受人の方は都賀行在住の○○○○さんです。こちらの理由は譲受人の自己所有スペースに合併浄化槽を設置するスペースがないため、隣接する該当地を譲り受けて設置するというものでした。場所としましては資料を1枚めくっていただいて6ページ目、長藤の江ノ川の向かい側のところの、○○○○さんの家のすぐそばです。こちら11月の総会の前に現地確認はしてもらっておりまして、次のページ7ページ目に掲載しております。説明は以上です。
会 長	ありがとうございます。これは顛末書とかいるけど。
事 務 局	顛末書については11月の総会で農地除外申請のときに、併せて提出しておられます。
会 長	その時に顛末書は提出されていた。
5 番 委 員	これは浄化槽？
事 務 局	すでに○○○○さんの先代のお父さんが合併浄化槽を設置されておられまして、このままだと自分に子供の代の時にずっと問題が起きるのはどうかということでした、今回申請をされることになりました。この浄化槽を設置されたのが平成7年か8年ぐらいのことでした。
会 長	30年前？
5 番 委 員	すごく草が生えていますが、使っていないのかなと思いました。コン

	クリートではないの？
7 番 委 員	コンクリートの上に苔が生えている。普通なら真っ白だけど。
会 長	だから写真は古い写真だな。
事 務 局	写真は昨年の秋、11月ぐらいですか。
会 長	こちらは1度農地除外申請の際に審議しておりますので。議案第2号について承認される方の挙手を求めます。 (出席農業委員全員挙手)
会 長	ありがとうございます。議案第2号は承認されました。続いて議案第3号について事務局からの説明をお願いします。
事 務 局	では議案第3号「農地中間管理事業法第19条の2 農地利用集積計画一括方式」についてです。資料8ページ目です。今回1件の申請がありました。所在地は宮内◎◎◎◎他計10筆。登記簿地目及び現況地目は全て田。面積は合計13,152㎡。貸付人は広島市在住の●●●●さん他計4名。借受人は比敷在住の○○○○さんです。こちらは賃貸借でして、利用目的は田と一部はそばとかを作られます。期間は令和7年4月1日から令和12年12月31日までの6年間です。こちらはしまね農業振興公社を通じての申請となっております。資料を1枚はぐってもらいまして、場所ですが、かなり離れておりまして、まず9ページ目、▲▲▲▲さんと●●●●さんの農地です。こちらは大和の比之宮に入ったところで、赤色の農地が▲▲▲▲さん、黄色の農地が●●●●さんです。次資料10ページ目、こちらの黄色い農地が▼▼▼▼さんの農地です。こちらは比之宮に入ってから宮内2の集落のところに2枚あります。次11ページ目ですけれども、こちら都賀本郷の大原迫のところに■●●●さんの農地が4枚あります。以上10筆分の農地を更新ということで利用権設定されました。なお▲▲▲▲さんと●●●●さんの農地は1枚ずつ新規契約の農地です。説明は以上です。
会 長	ありがとうございます。広く歩いておられますね。これは集落営農組

	合△△△△ではなく？
4 番 委 員	個人でやっておられます。
会 長	個人で。
10 番 委 員	全部で何町歩ぐらいになるの？
4 番 委 員	1. 5町歩ぐらいですかね。
会 長	この大原迫の農地には水は来るんですか？
4 番 委 員	ここはそばを作付けします。
会 長	▼▼▼▼さんというのは2件ぐらいあるのかな？
4 番 委 員	2件ありまして、1件は空き家です。
会 長	これはあちらこちら借りておられる▼▼▼▼さんではない？
4 番 委 員	違います。
会 長	大変でしょうが頑張ってください。皆さんから何か意見はありますか？無いようでしたら採決を取りたいと思います。議案第3号について承認される方の挙手をお願いします。
	(出席農業委員全員挙手)
会 長	ありがとうございます。議案第3号は承認されました。続きまして議案第4号について事務局の説明をお願いします。
事 務 局	では議案第4号「基盤強化法第19条 農用地利用集積計画の公告」についてです。資料は12ページです。今回6件の申請がありました。 まず1件目ですが、所在地は宮内◎◎◎◎他計3筆。登記簿地目及び現況地目は共に田。面積は合計2,918㎡。貸付人は広島県在住の

●●●●さん。借受人は議案第3号と同じく比敷在住の○○○○さんです。こちらは賃貸借で期間は6年間となっております。

続いて申請2件目。資料13ページ。所在地は都賀行……他計6筆。登記簿地目及び現況地目共に田。面積は合計6,038㎡。貸付人は広島県在住の▲▲▲▲さん他計3名。借受人は都賀行在住の△△△△さんです。こちらは10年間の使用貸借です。

続いて申請3件目。資料14ページ。所在地は都賀西……他計2筆。登記簿地目及び現況地目は共に田。面積は合計1,748㎡。貸付人は都賀西在住の▼▼▼▼さん。借受人は都賀西在住の▽▽▽▽さんです。こちらは10年間の使用貸借です。

続いて申請4件目。資料は同じく14ページ。こちらは報告第2号と関連があります。資料26ページ目。こちらの下段の方に利用権設定終了の届出がありますが、そもそも長藤の■ ■ ■ ■ さんの農地を長藤の□ □ □ □ さんが耕作されておられたのですが、こちらを第3者の□ □ □ □ さんに利用権を譲るということで、利用権設定が新たに□ □ □ □ さんに変更となっております。所在地としましては長藤□ □ □ □ 。登記簿地目及び現況地目は田。面積は620㎡。貸付人は長藤の■ ■ ■ ■ さん。借受人は長藤の□ □ □ □ さんで、6年間の賃貸借です。

続いて申請5件目。資料15ページ。所在地は都賀行◆ ◆ ◆ ◆ 他計4筆。登記簿地目は田が3筆、畑が1筆です。面積は合計5,030㎡。貸付人は都賀行在住の◆ ◆ ◆ ◆ さん他計3名。借受人は都賀行在住の◇ ◇ ◇ ◇ さん。10年間の使用貸借です。

最後申請6件目。資料16ページ。所在地は都賀行※ ※ ※ ※ 他計5筆。登記簿地目及び現況地目は全て田。面積は合計5,494㎡。貸付人は都賀行在住の@ @ @ @ さん、借受人は都賀行在住の◆ ◆ ◆ ◆ さん。こちらは10年間に賃貸借です。

場所ですが資料17ページ、今回の申請1件目ですが、宮内の○○○○さんの件ですが、比之宮の入り口から比敷寄りの農地があるところでは。申請2件目、都賀行の△△△△さんの件ですがこちら6枚の農地が該当となります。****さんが1枚、++++さんが3枚、××××さんが1枚ということになっております。申請3件目、都賀西の▽▽▽▽さんの案件です。都賀大橋の下流の方で該当する農地が2筆あります。申請4件目、長藤の□□□□さんですけど、該当する農地の左側に白い建物がありますが、これは大和中学校の体育館です。その道路の向かい側が対象農地です。申請5件目ですが、場所が離れておりますので一箇所ずつ説明します。まず都賀行の■ ■ ■ ■ さん

	んから◆◆◆◆さんへの件ですが、都賀行の日平の方ですね、川本町境の近い所の農地を1枚利用権設定されました。次のページ。申請6件目。同じく都賀行の§§§§さんから◆◆◆◆さんへの利用権設定ですが、都賀行の猪之谷の方の農地を3枚です。このすぐそばに茶色い建物がありますが、こちらが§§§§さんの家となっております。次23ページ、都賀行の@@@@さんと◆◆◆◆さんの案件ですが、こちらは都賀行から日平の方へ向かう道で、日平に入ったところに5枚の農地があります。農地の左隣に家屋らしき建物がありますが、こちらが@@@@さんの家です。この案件のうち、申請1件目の○○○○さんの件ですが、こちら本当はしまね農業振興公社を通じての申請としていたのですが、なかなか貸付人の方の手続きがうまくいかなかったもので、こちらは基盤強化法の方で手続きということになりました。説明は以上です。
会 長	はい、ありがとうございました。今説明がありましたけれども、何か皆さんの方から意見がありますか？申請1件目の●●●●さんというのはどこの方なの？
11番委員	#####さんです。
会 長	#####さん？
11番委員	#####さんのところの息子さんが亡くなられたので。
会 長	ということはなかなか印鑑がとれなかったということ？#####さんの兄弟というか。
事 務 局	そもそも土地は#####さん、亡くなられておられますけれど、その息子さんとの手続きと考えていましたが、11番委員さんが言われた通り息子さんも亡くなられて、その息子さんの妹さんが●●●●さんです。
会 長	だからその●●●●さんが相続されたということだな。
7番委員	家の方は誰が管理しているの？そこまではわからない？

会 長	まあ6年間か。
5 番 委 員	質問いいですか。先ほどの議案第3号で〇〇〇〇さんが借りされるのが令和12年の12月31日までなのですが、今回議案第4号では令和13年3月31日で日付けが違うんですが。何か理由があるんですか？
事 務 局	基本的に6年ということになっているんですけど、こちらしまね農業振興公社を通じたものは昨年末から手続きをしております、しまね農業振興公社としましては12月末か年度末に契約が終わるようにしてほしいとのことで、その後に基盤強化法の案件を申請されたので。よく考えれば議案第3号の件も同じようにしておけば良かったのですが。
5 番 委 員	深い理由はないですね。わかりました。
会 長	他に何か質問とか話ありませんか。しかしこの◆◆◆◆さんは大丈夫ですか。
事 務 局	本人が耕作するとのことでしたので。お兄さんと一緒に。
会 長	お兄さんと一緒に？あちらこちら山奥の方まで。日平の方は人間の数より動物の数の方が多い。
7 番 委 員	◆◆◆◆さんもあちらこちら固まっていないから。
12番委員	高梨の方を借りればいいが、水につかるから。
会 長	まあ頑張ってもらいましょう。
12番委員	今度は%%%%%%%%さんの方も作らないといけない。
7 番 委 員	あそこは誰が耕作しているの？
会 長	%%%%%%%%さんのところはそんなに農地がないと思うが。

10番委員	ちよっと聞いたみたいんだが、利用権設定をいろいろやってもらって、面積も多いんですけども、その貸借であったときはいいですが、その後の田の管理については確認はすることはあるんですが、何年かに1回は。例えばどんどん利用権設定して、増えていくことは非常にうれしいんだけど。例えばそのまま放置しておくとか。そういう事例はあるんでしょうか？
事務局	私の時はないんですけども、以前は話を聞いたところには、利用権設定をしたけれど、しばらくたってから貸付をした人が何もしていないじゃないかとかという話があれば、借受人の人に連絡を取ってどうされたかという話はあったそうです。
10番委員	まあだいたい耕作ができないところが利用権設置をしていつているけれど、もうちょっとそのあたりの管理を。確認したりしていかなければいけないかなと。
会長	これが終われば委員会の手から離れるから。産業振興課で植え付けの確認しかないかな。確認の仕方としては。
10番委員	利用権設定をする人はやる気で作ると思うんだけど、そのあたり。
会長	頼まれて仕方なしにやるということもあると思うんだけど。こちらも心配しているんですよ。あんな山奥なんかに、大丈夫なのかなと。採算がとれるのかなと。日当たりがいい所じゃないし。日平の方なんか。頑張ってもらわなければならない。確認の方は同じ産業振興課内だし。
事務局	また農業委員さんの方で話があれば、また連絡してもらえれば。
会長	たまに利用権設定をしたのに、何も耕作してくれないという苦情もありますから、その辺の対応はしておりますが。よろしいですか。それでは議案第4号についての採決を取りたいと思います。議案第4号について賛成の方の挙手をお願いします。
	(出席農業委員全員挙手)
会長	議案第4号については承認されました。議案は以上です。続いて報告

事務局	の方に入ります。事務局の方でお願いします。 では報告第1号「農地法第3条の3 相続等による権利移動」についてです。資料は24ページです。今回1件の報告がありました。所在地は吾郷◎◎◎◎。登記簿地目及び現況地目は共に田。面積776㎡。所有者は吾郷在住の●●●●さんでしたが、この方が亡くなられて、息子さんでおられます出雲市在住の○○○○さんの方に相続されたとのこと。一枚めくってもらいまして、場所ですが25ページ目、吾郷の堤防沿いの方ですが、下の方に県道がありますが、その傍の●●●●さんの家の裏の農地だそうです。報告は以上です。
会長	田がこんなところにあったかな？
事務局	ここは嵩上げになっているので、そこまでのことではないと思います。
会長	はいわかりました。相続ということですので。続いて報告第2号について。
事務局	では報告第2号「利用権の終了 農用地利用集積計画」についてです。資料は26ページです。今回2件の届出がありました。 まず届出1件目、所在地としましては宮内◎◎◎◎他計7筆。登記簿地目及び現況地目は共に田。面積は合計9,022㎡。こちらは貸付人は宮内在住の●●●●さんで、こちらは宮内のほ場整備にかかるところで令和5年にしまね農業振興公社に預けるということにしておりましたが、今回●●●●さんの方から、こちらの農地は自ら管理しますということであえてほ場整備とかのために預けないということで、利用権設定の解約をされました。もう自分で耕作するというので解約するということになりました。 届出2件目ですが長藤の▣▣▣▣。登記簿地目及び現況地目は共に田。面積は620㎡。こちらは議案第4号の際に話をしましたが、貸付人が長藤の■●●■さん、借受人は長藤の▣▣▣▣さんでしたが、こちらは耕作者が▣▣▣▣さんから□□□□さんへ変更するというので先ほど議案第4号に載せていただきましたが、こちらは利用権設定を終了させていただくということで届出がありました。 場所ですがまず1件目、資料27ページですがこちら宮内のほ場整備

	のためしまね農業振興公社に貸付をしているところの農地ですが、左側に黄色いところが今回利用権設定を解約するという●●●●さんのところで、宮内の上の方の農地です。続いて2件目ですが資料28ページ目、こちら議案第4号の際に話をしましたが、■■■■さんの農地を□□□□さんが利用権設定をしていたところの利用権設定終了の農地の場所です。説明は以上です。
会 長	これは例の集約したところと関係はないの？
事 務 局	最初、一緒には場整備をするということにしていたのですが、去年の3月ぐらいに自分はやめると言って何度か説得はされたんですが、この度正式に12月に自分でやりますと言われましたので、今回しまね農業振興公社にいったん預けたのですが、それを解約するということで報告させていただきました。
会 長	この預けた分については貸借の分で金銭は発生していない？
事 務 局	これは発生しておりません。
会 長	なら問題ないな。いろいろあるな、ここも。●●●●さんは何歳ぐらい？
農地集積相談員	75～6歳ぐらい。
会 長	もうそんなになるの。
7 番 委 員	80歳近いかな。
会 長	宮内の奥の方？
7 番 委 員	一番最後の家。
会 長	○○○○さんの家より？
7 番 委 員	その手前の上の高い所の家。最後が○○○○さんの家だから。そこに行く前の高台の家。

会 長	一緒にすればいいのにな。ややこしいのかな。
7 番 委 員	どういうことを思っておられるか。まああそこも広いから。一反ぐら いは耕作しているから。きれいにしてあるし。
会 長	大きい田が多いね。
7 番 委 員	結構大きい田です。
会 長	誰かが耕作するかもしれないな。わかりました。以上で議事の方は終 わります。 (この後、農業委員活動記録についての話をし、次回の総会の日程調 整をして閉会した)

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名する。

会 長 山田 昇

議事録署名者 大草 美智江

議事録署名者 樋ヶ隆行